

第11回 由仁町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年11月27日 午後3時から
- 2 開催場所 由仁町文化交流館 リハーサル室
- 3 議事日程
- 日程第1 議席議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 土地の賃貸借解約通知について
(3件)
- 日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
(所有権移転1件)
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分1件)
- 日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買
入れ協議を行う旨の要請について
(4件)
- 日程第7 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の
規定による農用地利用集積等促進計画の要請に
について
(所有権移転4件、賃貸借2件、使用貸借1
件)
- 日程第8 議案第6号 土地の現況証明願について
(1件)

4 出席員 1番 鷲見幸生 2番 杉本道哉 3番 川端 敦
委員 4番 田中昭一 5番 高橋 智 6番 森長正徳
7番 西田勝敏 8番 佐藤弘之 9番 河端英利
10番 松田一博 11番 橋口善一郎 12番 青山佳代子
13番 山田正人 14番 中道雅彦 15番 北川正則

5 事務局 局長 泉 陵平 主査 鈴木 渉
説明員

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願ひします。
ご着席願います。

局長 ただいまから、令和7年第11回由仁町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきま
す。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願ひいたします。

議長 本日招集いたしました令和7年第11回由仁町農業委員会
総会の出席者は15名です。
委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規
定により、第11回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規
定により私から指名いたします。
3番 川端委員、4番 田中委員を指名いたしますが、ご
異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。
本日の総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思
いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』
本件は、土地の賃貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。
内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願ひいたします。

(内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第18条第1項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第18条第6項の規定により合意による解約をした日の翌日から30日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。

議案の2ページをお開き願います。

1番ですが、貸主は古山自治区の[REDACTED]氏、借主は同じ古山自治区の[REDACTED]氏でございます。

土地の所在は、古山1250-1から1269までの8筆の田で、合計面積は45,000m²です。

貸付している農地を売買することから賃貸借を解約するものであります。

議案資料の1ページをお開き願います。

『解約通知書』については、令和7年11月11日付で提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

議案の2ページにお戻り願います。

主査 2番ですが、貸主は本三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は同じ本三川自治区の [REDACTED] 氏でございます。

土地の所在は、本三川 100 から 102 までの 3 筆の田で、合計面積は 37,865 m²です。

貸付している農地を売買することから賃貸借を解約するものであります。

議案資料の 3 ページをお開き願います。

『解約通知書』については、令和 7 年 11 月 10 日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

議案の 2 ページにお戻り願います。

3 番ですが、貸主は安平町の [REDACTED] 氏、借主は川端自治区の [REDACTED] 氏でございます。

土地の所在は、川端 2291 から 2293 までの 3 筆の田で、合計面積は 39,547 m²です。

貸付している農地を売買することから賃貸借を解約するものであります。

議案資料の 4 ページをお開き願います。

『解約通知書』については、令和 7 年 11 月 7 日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議長 議案第 1 号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 1 号については、当農業委員会として解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号については、当農業委員会として適正に合意解約の手続きが行われていると認めることにいたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)
局長 議案第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』

本件は農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願ひいたします。

(内容説明)
主査 議案第2号について、ご説明いたします。
本件は、所有権移転1件であります。
農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業に必要な農作業に常時従事すること」、「地域に調和すること」、「地域計画の達成に支障がないこと」という各要件を満たしていなければなりませんが、全ての要件を満たしているものと判断しております。
議案の4ページをお開き願います。

1番ですが、土地の所在は熊本5-1から21-1までの5筆の田と1筆の畠で、合計面積は48,595m²です。

譲渡人は、下古山自治区の[REDACTED]氏、譲受人は東三川自治区の[REDACTED]氏です。

申請理由は、譲渡人は、申請地を売却し、離農するものであります。譲受人は申請地を買い受け経営を拡大するものであります。

なお、農地の売買価格については、[REDACTED]円で、10aあたり[REDACTED]円であります。

主査 申請地の所在について説明しますので、議案資料の 5 ページをお開き願います。

申請地は、下古山地区の町道伏見線の南側にある農地で、許可申請地と矢印で示している白線で囲まれている箇所であります。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

議長 議案第 2 号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 2 号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 2 号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 5 、議案第 3 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

（議案朗読）

局長 議案第 3 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』

本件は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に対して意見を聴取するにあたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願ひいたします。

(内容説明)

主査 議案第3号について、ご説明いたします。
議案の6ページをお開き願います。
本件については、砂利採取及び土砂採取並びに採取事業に
係る運搬道路の設置による一時転用申請1件であります。

1番ですが、申請者は、土地所有者である東三川自治区の
[REDACTED] 氏で、事業実施者は、長沼町の[REDACTED]
です。

事業実施場所につきましては、東三川 1115 の1筆の畠
で、転用面積は 31,758 m²です。

なお、転用期間は、令和7年12月27日から令和8年12月
26日までとなっております。

立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に
区分され、原則、転用不可となります、一時転用ですの
で、問題ありません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も
確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の6ページ、7ペー
ジに農地転用許可申請に係る審査表を添付しております
ので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の7ページをお開き
ください。

右上の航空写真図になりますが、東三川地区の町道山手線
の西側にある、許可申請地と白線で囲まれた農地です。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されており
ますので、川端部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、11月19日に開催した農地部会におい
て、現地確認及び事業内容の審査を行った結果、許可相当と
認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

- 各委員 ありません。
- 議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第3号については、当農業委員会として許可相当として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。
- 各委員 ありません。
- 議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第3号については、許可相当として北海道農業会議へ意見聴取することに決定いたしました。
- 議長 次に、日程第6、議案第4号『農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。
- (議案朗読)
- 局長 議案第4号『農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』
本件は、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。
内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願ひいたします。
- (内容説明)
- 主査 議案第4号について説明いたします。
議案の9ページをお開き願います。
本件は4件で、農地売買等支援事業の一時貸付タイプとして、北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。
審査の結果、要請することに決定した場合は、由仁町長が本事業による買入れを公社へ要請し、協議を進めていくことになっております。

主査 1番ですが、土地の所在は古山 351-1 から 356-3 までの 7 筆の田と 1 筆の畠で、合計面積は 40,513 m²です。

あっせん申出者は、古山自治区の [REDACTED] 氏です。

本件は 11 月 20 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ古山自治区の [REDACTED] 氏を予定しております。

議案資料の 8 ページをお開き願います。

農地は、古山地区の旧国道沿いの東西にある農地であっせん申出地④から⑪までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格については、あっせん申出地④から⑥の田が 10a あたり [REDACTED] 円、あっせん申出地⑦の畠が 10a あたり [REDACTED] 円、あっせん申出地⑧から⑪までの田が 10a あたり [REDACTED] 円、合計金額が [REDACTED] 円です。

なお、あっせん申出地①から③については、公社事業の即売りタイプになりますので、このあと議案第 5 号の議案でご説明いたします。

議案の 9 ページにお戻り願います。

2 番ですが、土地の所在は古山 1250-1 から 1323-2 までの 9 筆の畠で、合計面積は 45,218 m²です。

あっせん申出者は、古山自治区の [REDACTED] 氏です。

本件は 11 月 20 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ古山自治区の [REDACTED] 氏を予定しております。

議案資料の 9 ページをお開き願います。

農地は、古山地区の町道古山幹線沿いの東西にある農地であっせん申出地①から⑨の白線で囲まれた農地です。

公社買取価格については、あっせん申出地①から⑨の畠で、すべてが 10a あたり [REDACTED] 円、合計金額が [REDACTED] 円です。

主査 議案の 9 ページにお戻り願います。
3 番ですが、土地の所在は本三川 100 から 102 までの 3 筆の田で、合計面積は 37,865 m²です。

あっせん申出者は、本三川自治区の [REDACTED] 氏です。
本件は 11 月 20 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。
公社買入後の事業参加者は、同じ本三川自治区の [REDACTED] 氏を予定しております。

議案資料の 10 ページをお開き願います。
農地は、本三川地区の町道 15 番線沿いの北側にある農地であっせん申出地①から③の白線で囲まれた農地です。

公社買取価格については、あっせん申出地①から③の田で、すべてが 10a あたり [REDACTED] 円、合計金額が [REDACTED] 円です。

議案の 9 ページにお戻り願います。
4 番ですが、土地の所在は川端 2291 から 2293 までの 3 筆の田で、合計面積は 39,547 m²です。

あっせん申出者は、安平町の [REDACTED] 氏です。
本件は 11 月 20 日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。
公社買入後の事業参加者は、川端自治区の [REDACTED] 氏を予定しております。

議案資料の 11 ページをお開き願います。
農地は、川端地区の町道山手線沿いの東側にある農地であっせん申出地①から③の白線で囲まれた農地です。

公社買取価格については、あっせん申出地①から③の田で、すべてが 10a あたり [REDACTED] 円、合計金額が [REDACTED] 円です。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。

議長 議案第 4 号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

- 各委員 ありません。
- 議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第4号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。
- 各委員 ありません。
- 議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第4号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定しました。
- 議長 次に、日程第7、議案第5号『農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。
- (議案朗読)
- 局長 議案第5号『農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』
本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に要請するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。
内容につきましては、鈴木主査説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。
- (内容説明)
- 主査 議案第5号について、ご説明いたします。
議案の11ページをお開き願います。
本件は、所有権移転が4件、賃貸借が2件、使用貸借が1件の農用地利用集積等促進計画となっております。
- 今後の手続きにつきましては、農業委員会から要請を受けた公益財団法人北海道農業公社が農用地利用集積等促進計画を決定し、由仁町に対し、促進計画に係る認可申請を行い、由仁町が決定公告することになっております。

主査 なお、促進計画の公告日については、1番と2番の公社買入・売渡の所有権移転が12月9日、3番以降の公社即売りの所有権移転及び貸借が12月22日を予定しております。

促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定により、農地中間管理事業規程に適合していること。

全ての農用地について耕作または養畜を行うこと。

農作業に常時従事すること。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

また、事前に町において地域計画の達成に支障がないことを確認しております。

1番ですが、先月10月の総会で決定し、公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転でございます。

土地の所在は光栄92-3から123-1までの7筆の田で、合計面積は60,796m²です。

売買価格は、■円で、譲渡人は下古山自治区の■氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ下古山自治区の■です。

2番については、公益財団法人北海道農業公社からの早期売渡しでございます。

2番ですが、土地の所在は光栄231-1から240-2までの4筆の田と1筆の畠で、合計面積は24,946m²、売買価格は■円です。

譲受人は、下古山自治区の■氏、令和3年度の5年タイプ事業です。

3番と4番については、11月20日に開催された農地あつせん調整会議において所有権移転が決定された売買でございます。

3番ですが、土地の所在は古山207、349-1の2筆の田で、合計面積は、13,986m²です。

売買価格は、■円で、公社事業の即売りタイプになります。

主査 謙渡人は古山自治区の [REDACTED] 氏、謙受人は同じ古山自治区の [REDACTED] 氏です。

議案資料の 8 ページをお開き願います。

農地は、古山地区の旧国道沿いの東西にある、あっせん申出地①と③の白線で囲まれた農地です。

売買価格は、あっせん申出地①の田が 10a あたり [REDACTED] 円、あっせん申出地③の田が 10a あたり [REDACTED] 円です。

議案の 11 ページにお戻り願います。

4 番ですが、土地の所在は古山 219 の 1 筆の田で、面積は、4,611 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、公社事業の即売りタイプになります。

謙渡人は古山自治区の [REDACTED] 氏、謙受人は同じ古山自治区の [REDACTED] 氏です。

議案資料の 8 ページをお開き願います。

農地は、古山地区の旧国道沿いの東側にある、あっせん申出地②の白線で囲まれた農地です。

売買価格は、10a あたり [REDACTED] 円です。

議案の 12 ページお開き願います。

5 番以降については、貸借の関係になります。

5 番ですが、土地の所在は岩内 2805、東三川 23 から 1669-2 までの 6 筆の田で、合計面積は 65,104 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ東三川自治区の [REDACTED] で更新の案件です。

6 番ですが、土地の所在は東三川 3296 から 3311 までの 7 筆の田と 3 筆の畠で、合計面積は 99,535 m²です。

賃貸借期間は、令和 28 年 11 月 30 日までの 20 年間で、賃貸借料は、10a 当たり 田が [REDACTED] 円、畠が [REDACTED] 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じ東三川自治区の [REDACTED] で更新の案件です。

- 主査 議案の 13 ページお開き願います。
7 番については、無償による使用貸借の案件でございます。
7 番ですが、土地の所在は岩内 2530 から 2532、東三川 2312 から 2544 までの 9 筆の田と 6 筆の畠で、合計面積は 147, 655 m²です。
使用貸借期間は、令和 28 年 11 月 30 日までの 20 年間です。
貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、経営主である [REDACTED] 氏で更新の案件です。
以上で議案第 5 号の説明を終わります。
- 議長 議案第 5 号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。
- 各委員 ありません。
- 議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 5 号については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。
- 各委員 ありません。
- 議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 5 号については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしました。
- 議長 次に、日程第 8 、議案第 6 号『土地の現況証明願について』を議題といたします。
事務局より内容説明を求めます。
- （議案朗読）
- 局長 議案第 6 号『土地の現況証明願について』
本件は土地の現況について、現況地目記載のとおり証明願いがあったので、証明の可否の決定を求めるものであります。
内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願ひいたします。

(内容説明)

主査

議案第6号について、ご説明いたします。

議案の15ページをお開き願います。

本件につきましては1件で、登記地目を現況地目と同じ地目へ変更することを目的に、地目変更登記を行うための証明願い드립니다。

申請地については、本日、会長他6名の役員で現地確認をしております。

1番ですが、現況証明の申請者は、三川泉町の[REDACTED]氏と[REDACTED]氏です。

申請地は川端1447の1筆で、公簿地目が畠となっておりますが、現況は昭和46年より宅地として使用しており、倉庫が建っているほか、住宅敷地や通路となっております。

図面により、申請地を説明しますので、議案の16ページをお開き願います。

申請地は、川端地区と安平町の境界にある白線で囲まれた箇所となっております。

なお、今回の申請地につきましては、今後売買する予定となっております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

議長

議案第6号の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等はありませんか。

各委員

ありません。

議長

質疑がないようですので採決に入ります。

議案第6号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することにご異議ありませんか。

各委員

ありません。

議長

異議ないものと認めます。

よって、議案第6号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することに決定いたしました。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会後引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 15 時 45 分)

議事録署名委員

3番 川端 故 

4番 田中 五郎一 